生駒市役所庁舎 地域地区概要

A. 法規制図

- (1) 地 形 図 1/10,000
- (2) 景観計画区域 1/5,000 景観計画区域内(市街地景観区域)
- (3) **風 致 地 区 1/5,000** 生駒山風致地区(第5種風致地区/ゾーン10)
- (4) **用 途 地 域** 1/5,000 市街化区域(第一種住居地域)
- (5) 高 度 地 区 1/5,000 15M高度地区

B. 景観の特徴

- (1) 地 形 図 1/1,500
- (2) 航空写真 1/1,500
- (3) 周辺現況写真 1/2,500

市街地景観区域

1) 区域の範囲 市街化区域に指定されている区域

2) 景観計画区域の区分に応じた方針

良好な景観の形成に関する方針

- ○良好な住宅地景観を維持するとともに、ゆと りとうるおいのある市街地景観を形成します。
- ○地域の特性や状況に応じ、それぞれの地域の 生活スタイルに対応した、暮らしやすく個性 ある住宅地景観を形成します。
- ○だれもが安心して楽しく生活できるよう、安 全で快適な住環境の形成を図ります。
- ○大規模建築物については、形状、デザイン、 色彩などについて、十分な協議を行い、周辺 の自然環境や街並みに調和させます。また、 擁壁については、可能な限り緑化に努めるこ とで、周辺の緑との調和を図ります。
- ○商業地については、にぎわいと活気の感じられる景観形成を図ります。
- ○今後、新たに開発が行われる地区においては、 建築物等の形状、デザイン、色彩などについ て、市民、事業者、行政で十分な協議を行い、 周辺の自然環境や街並みとの調和を図ります。





〈景観計画区域(市街地景観区域)〉

3) 届出対象行為

| | | 市街地景観区域 | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | が築又は移転(右記の規模 こととなる増築又は改築を | 地盤面からの高さ13m 又は建築面積1000㎡ | | | | | | | | | |
| 建築物の増 | 増築又は改築 | 上記の規模を超える建築物において、 行為に係る建築面積が10㎡ | | | | | | | | | |
| 建築物の外 | 制の変更 | 上記の規模を超える建築物において、 行為に係る面積が10㎡ | | | | | | | | | |
| 上 鉄 | 筋コンクリート造の柱、 柱、木柱その他これらに するもの | 高さ15m | | | | | | | | | |
| の 新設 又は | 突(支枠及び支線があるのについては、これらを含。) その他これに類するも | | | | | | | | | | |
| | に類するもの(屋外広告 及び屋外広告物を掲出す 物件を除く。) 架水槽、サイロ、物見塔 | 高さ13m | | | | | | | | | |
| 規模を超えるで | の他これらに類するもの ォーターシュート、コー ター、メリーゴーラウン 、観覧車その他これらに する遊戯施設 | | | | | | | | | | |
| となる増 | スファルトプラント、コ クリートプラント、クラッ ャープラントその他これら 類するもの 動車車庫の用途に供する | 高さ13m 又は築造面積1000㎡ | | | | | | | | | |
| 改一 | 物処理場、ごみ焼却場そ他の処理施設の用途に供るもの | | | | | | | | | | |
| む。の | 記 1 ~ 8 に掲げる工作物 うち、建築物と一体となっ 設置されるもの | 建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m (上記1に掲げるものにあっては15m) | | | | | | | | | |
| 工作物の増 | 曽築又は改築 | 上記の規模を超える工作物において、 行為に係る築造面積が10㎡ | | | | | | | | | |
| 工作物の外 | ∤観の変更 | 上記の規模を超える工作物において、 行為に係る面積が10㎡ | | | | | | | | | |
| 開発行為 | | 行為地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは のり面の高さが5mかつ長さ10m | | | | | | | | | |
| | 樫、土石の採取、鉱物の掘 D土地の形質の変更(開発 (。) | 行為地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは のり面の高さが5mかつ長さ10m | | | | | | | | | |
| | ける土石、廃棄物、再生資)物件の堆積 | 行為地の面積3000㎡又は物件の堆積の高さが3m | | | | | | | | | |

4) 景観形成の基準

| 行為 | 事項 | 市街地景観区域 |
|-------------|-----------------|---|
| į ì | 共 通 | ・生駒山系や矢田丘陵の「緑の稜線」への眺望に配慮すること。・地域の個性を尊重するとともに、地域全体で調和のとれた景観となるように配慮し、 その良好な景観の維持に努めること。 |
| | 配置、規模 | ・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとすること。 ・山稜の近傍にあっては、建物の妻側を稜線に合わせる等、稜線を乱さないよう配慮 した配置及び高さとすること。 ・原則として道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮すること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 |
| 建築物の新築又は移転等 | 形態及び意匠という。と、一条材 | ランスに配慮すること。 ・良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 |
| | 緑化 | ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積*2は行為地面積の3%以上とし、原則として道路側に配置すること。 ・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。 ・住宅地では、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 |
| 工作 | 配置、規模 | ・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとすること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとすること。 ・原則として道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 ・周辺に樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮すること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 |
| 工作物の新設又は移転等 | 形態及び意匠と影が一素材 | ・良好な周辺の景観と調和し、バランスのとれた形態及び意匠とすること。 ・歩行者等に圧迫感を与えないように配慮すること。 ・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。また、商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 ・別に定める色彩に関する景観形成基準(住居系、商業系、工業系)に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ・多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 |

| 行為 | 事項 | 市街地景観区域 |
|--------|----|--|
| 工作物の新設 | 緑化 | ・行為地は樹木等により緑化し、行為地内の緑化面積*2は行為地面積の3%以上とし、原則として道路側に配置すること。 ・緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺の景観と調和させること。 ・住宅地では、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 |
| 開発行為 | 方法 | できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 |
| 土地の形質の | 方法 | ○共通 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ○土石の採取、鉱物の掘採 ・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 |
| 変更 | | ○土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・原則として行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 |
| 物件の堆積 | 方法 | ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・行為地内に良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 |

- ※1 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- ※2 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

5) 色彩に関する景観形成基準

景観計画書又は色彩に関する景観形成基準の概要をご覧ください。

お問い合わせ

生駒市役所 みどり景観課 景観係 TEL:0743 (74) 1111 (内線574)

E-mail: landscape@city.ikoma.lg.jp FAX: 0743 (74) 9100 ホームページ http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/07400/

生駒山風致地区の概要

◆ 種別による基準一覧表

風致地区規制別表

| <u> </u> | 12 | | | | | | | |
|----------|-------|-------------|------|---------|----------------------------------|--------------|-----------------------|--|
| | 高さ | 建ぺい率 | 壁面後 | 退距離 | 緑地率 | 森林区域 の緑地率 | 切土又は 盛土の高さ 制限※2 | |
| | | 建、心平 | 道路側 | 隣地側 | ₩ X + 12 4 1 1 | が ※1 | | |
| 第1種風致地区 | 8m以下 | 20%以下 | 3m以上 | 1. 5m以上 | 40%以上 | 60%以上 | 2m | |
| 第2種風致地区 | 10m以下 | 30%以下 | 2m以上 | 1m以上 | 30%以上 | 50%以上 | 3m | |
| 第3種風致地区 | 10m以下 | 40%以下 | 2m以上 | 1m以上 | 20%以上 | 40%以上 | 4m | |
| 第4種風致地区 | 12m以下 | 40%以下 | 2m以上 | 1m以上 | 20%以上 | 40%以上 | 4m | |
| 第5種風致地区 | 15m以下 | 40%以下 | 2m以上 | 1m以上 | 20%以上 | 40%以上 | 4m | |

備考 生駒山風致地区内に、現在第1種風致地区の指定はありません。

※1 森林法第5条森林(地域森林計画対象民有林)の区域における造成行為に適用します。 ただし、宅地の造成(主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成)、市街 化区域における造成については、通常の緑地率が適用されます。

※2 1ヘクタールを超える造成について適用されます。

◆ ゾーン別による基準一覧表

| | 1 | ゾーン | 2 | 3 | 4 | 7 | 8 | 9 | 10 | | | | |
|-----|--------|-----------|------------------------|---|-------|-------|-------|-----|----|--|--|--|--|
| 建築物 | 屋根 | 形状 | 勾配屋根(片流れ屋根等を除く。)とする。 - | | | | | | | | | | |
| | 産収 | 部材-色彩 | 色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。 | | | | | | | | | | |
| | 外壁 | 部材・色彩・仕上げ | ※ 1 | 外壁の色は、白、ベージュ、グレー、もしくは薄茶等とす る。 | | | | | | | | | |
| | 塀等 | 部材・色彩・仕上げ | 2 | ※2 表面が、白、ベージュ、グレーもしくは薄茶等で着色されたものとする。 | | | | | | | | | |
| 工作物 | 擁壁 | 部材・色彩・仕上げ | * | 道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大き ※3 い擁壁については、表面がリシン吹付け等で 仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 | | | | | | | | | |
| | その他 | 色彩 | | 濃灰 | 、濃茶等で | で着色され | にたものと | する。 | | | | | |

備考 生駒山風致地区に、現在ゾーン1、5、6、及び11の指定はありません。

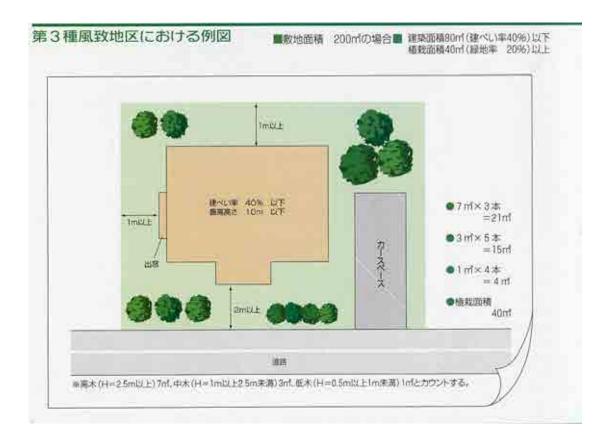
- ※1 外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。
- ※2 表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。
- ※3 道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に 影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。

◆ 緑地率の植栽面積算定表

| 区分 | 算定植栽面積 |
|----------------------------------|---------|
| 高木(植栽時に高さが2.5メートル以上の樹木) | 1本につき7㎡ |
| 中木(植栽時に高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木) | 1本につき3㎡ |
| 低木(植栽時に高さが〇. 5メートル以上1メートル未満の樹木) | 1本につき1㎡ |
| 芝生等(樹木の植栽で緑地率の確保が困難でやむを得ない場合の適用) | 水平投影面積 |
| 樹林又は群植 | 水平投影面積 |

各区分別植栽樹種例

| 区分 | | 植 栽 樹 種 の 例 |
|-----------|-----|--|
| 高木 | 常緑樹 | 松、ヤマモモ、モッコク、ユズリハ、クロガネモチ、サワラ、ヒノキ、アラカシ、クスノ キ など |
| 商介 | 落葉樹 | ハナミズキ、カエデ類、コブシ、サクラ類、サルスベリ、ナツツバキ、ハクモクレン、 ヤマボウシ など |
| 中木 | 常緑樹 | カナメモチ、キンモクセイ、サザンカ、サンゴジュ、ネズミモチ、カクレミノ、ヒサカキ、イヌツゲ、カイズカイブキ、ツバキ など |
| 十个 | 落葉樹 | ウメ、カイドウ、マンサク、ムクゲ、ライラック など |
| 准士 | 常緑樹 | ツツジ類、クチナシ、ジンチョウゲ、シャリンバイ、アオキ など |
| 低木 | 落葉樹 | アジサイ、ドウダンツツジ、ニシキギ、ハギ、ビョウヤナギ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ など |



用途地域による建築物の用途制限比較表

法改正に伴い、平成19年11月30日から、用途地域による建築物の用途制限の内容が変更されました。 主な変更内容は、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用地域における、大規模集客施設の建築の制限です。 ※大規模集客施設とは、延べ面積が10,000㎡を超える店舗・飲食店・劇場・映画館・展示場・遊技場等です。

| ※ 人 | ※大規模集各施設とは、延へ面積が10,000mを超える店舗・飲食店・劇場・映画館・展示場・遊技場寺です。 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------------|----------|--------------------|----------|----------------|----------|----------|----------|--------|------|----------|----------|----------|---|--|
| ^ 娃 (り10ない用述 | | | 第一種低層住居 | 域信 | 地同 | 居二 専種 用中 | 第一種住居地: | 第二種住居地 | 準住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 | 備考 | |
| | | | | 店 | | | 域 | 域 | | | | | | | | |
| | 共同住宅、寄宿舎、下宿 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | | |
| | 宅で、非住宅部分の床面積が の1/2未満のもの | 、50㎡以下かつ建築物の延 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | 非住宅部分の用途制限あり | |
| | 店舗等の床面積が 150㎡以 | 人下のもの | × | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | ① 日用品販売店舗、喫茶店、理 | |
| | 店舗等の床面積が 150㎡を | 超え、 500㎡以下のもの | × | × | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 店及び建具屋等のサービス業用店 舗のみ。2階以下 | |
| 店舗 | 店舗等の床面積が 500㎡を | 超え、1,500㎡以下のもの | × | × | × | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | ② ①に加えて、物品販売店舗、飲 食店、損保代理店、銀行の支店、宅 | |
| 等 | 店舗等の床面積が 1,500㎡を | E超え、3,000㎡以下のもの | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 地建物取引業等のサービス業用店 | |
| | 店舗等の床面積が 3,000㎡を | E超え、10,000m以下のもの | × | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 | |
| | 店舗等の床面積が 10,000㎡ | を超えるもの | × | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | × | × | ④ 物品販売店舗、飲食店を除く | |
| | 事務所等の床面積が 150n | 1以下のもの | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 事 | 事務所等の床面積が 150n | flを超え、500mg以下のもの | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 務 所 | 事務所等の床面積が 500n | ổを超え、1,500mg以下のもの | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ 2階以下 | |
| 等 | 事務所等の床面積が 1,500 n | | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 事務所等の床面積が 3,000 n | パを超えるもの | × | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| ホテル | | 22 18 - 24 - 24 - 77 18 | × | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | × | ▲ 3,000㎡以下 | |
| .11 | ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場等 | | × | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | ▲ 3,000㎡以下 | |
| 風戲 | カラオケボックス等 | | × | × | × | × | × | A | A | 0 | 0 | 0 | A | A | ▲ 10,000㎡以下 | |
| 俗施設・ | 麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、 券売場等 | 勝馬投票券発売所、場外車 | × | × | × | × | × | A | A | 0 | 0 | 0 | • | × | ▲ 10,000㎡以下 | |
| iX . | 劇場、映画館、演芸場、観覧均 | 易 | × | × | × | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | × | × | ▲ 客席200㎡未満 | |
| | キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等 | | × | × | × | × | × | × | × | × | 0 | A | × | × | ▲ 個室付浴場等を除く | |
| | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | × | | |
| | 大学、高等専門学校、専修学校等 | | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | × | | |
| 公 | 図書館等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | | |
| 共施 | 巡査派出所、一定規模以下の郵便局等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 学設 校 • | 神社、寺院、教会等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 等病 | 病院 | | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | × | | |
| 院 | 公衆浴場、診療所、保育所等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| · | 老人ホーム、身体障害者福祉 | ホーム等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | × | | |
| | 老人福祉センター、児童厚生 | 施設等 | A | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ 600㎡以下 | |
| | 自動車教習所 | | × | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ 3,000㎡以下 | |
| | 単独車庫(附属車庫を除く) | | × | × | A | A | A | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ 300㎡以下 2階以下 | |
| | 建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の | 延べ両籍の1/2以下 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 | |
| | かつ備考欄に記載の制限 | | | ※一団地の敷地内について別に制限あり | | | | | | | | | ③ 2階以下 | | | |
| | 倉庫業倉庫 | | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 畜舎(15㎡を超えるもの) | | × | × | × | × | A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ 3,000㎡以下 | |
| | パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 自転車店等で作業場の床面積 | | × | • | • | • | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 原動機の制限あり、▲ 2階以下 | |
| ェ | た険性や環境を悪化させるお | それが非常に少ない工場 | × | × | × | × | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 原動機・作業内容の制限あり | |
| 場 | 危険性や環境を悪化させるお | それが少ない工場 | × | × | × | × | × | × | × | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 作業場の床面積 ① 50㎡以下 | |
| 倉 | 危険性や環境を悪化させるお | それがやや多い工場 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | ② 150㎡以下 | |
| 庫 等 | 危険性が大きいか又は著しく おそれがある工場 | 環境を悪化させる | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 | | |
| | 自動車修理工場 | | | | × | × | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり | |
| | | 量が非常に少ない施設 | × | × | × | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 火薬、石油類、ガスなどの | 量が少ない施設 | × | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ① 1,500m ³ 以下、2階以下 | |
| | 危険物の 貯蔵・処理の量 | 量がやや多い施設 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 | 0 | ② 3,000㎡以下 | |
| | | 量が多い施設 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 | | |
| 卸売市 | ・ 場、火葬場、と畜場、汚物処理 | 場、ごみ焼却場等 | | 都 | 市計画 | 画区域 | 内に | おいて | には都 | 市計 | 画決定 | とが必 | 要 | | | |
| 中が中場、入弁場、C田場、77初を在場、この成中場等 注)大主は、すべての判明について提載したものではなし | | | | | | - | | | | | | | | | | |

注)本表は、すべての制限について掲載したものではありません。建築物の用途については、建築基準法上の制限以外に別の法律によって制限を受ける地域があります。

大和都市計画高度地区の変更(生駒市決定)

都市計画高度地区を次のように変更する。

| 種類 | 面積 | 建築物の高さの最高限度 | 備考 |
|----------------|-----------|--|----|
| 15m斜線高度地区 | 約472. 5ha | 建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に定める高さによる。以下同じ。)は、その最高限度を15mとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに9mを加えたもの以下とする。 | |
| 1 5 m 高度地区 | 約144.1ha | 建築物の高さは、その最高限度を15mとする。 | |
| 20m高度地区 | 約193.9ha | 建築物の高さは、その最高限度を20mとする。 | |
| 20m高度地区勾配屋根緩和型 | 約7.2ha | 建築物の高さは、勾配屋根建築物(軒の高さが20m以下であるものに限る。)についてはその最高限度を23mとし、その他のものにあってはその最高限度を20mとする。 | |
| 2 5 m 高度地区 | 約2.0ha | 建築物の高さは、その最高限度を25mとする。 | |
| 3 1 m高度地区 | 約73.6ha | 建築物の高さは、その最高限度を31mとする。 | |
| 4 0 m 高度地区 | 約2.1ha | 建築物の高さは、その最高限度を40mとする。 | |
| 合 計 | 約895.4ha | | |

1. 既存不適格建築物等の適用除外

この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

2. 制限の緩和

15m斜線高度地区において、建築物の敷地が公園(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く。)、広場、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、その公園、広場、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、その公園、広場、水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。

3. 許可による特例

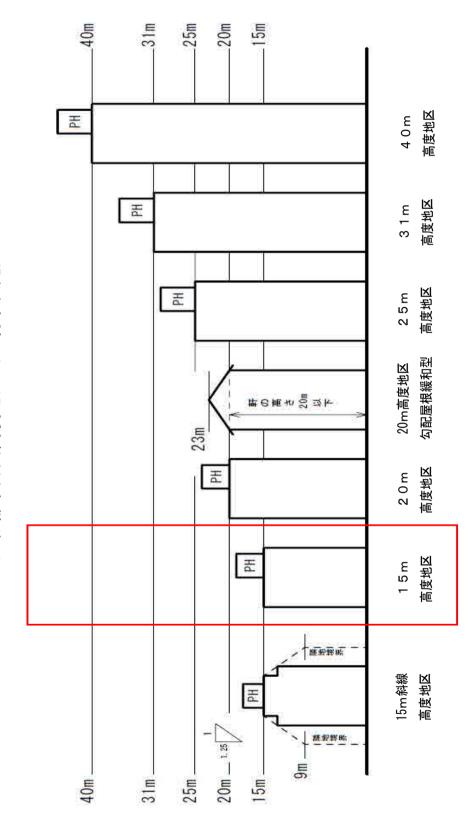
生駒市長が周囲の環境上、<u>景観上支障がないと認め</u>、生駒市建築審査会の了承を得て許可した場合は、その許可の範囲内において上記の制限を超えることができる。

4. その他

「勾配屋根建築物」とは、別途定める基準に適合するものをいう。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

大和都市計画高度地区(生駒市決定)



PHについては、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合、12Mまでは建築物の高さに含めない。 PH・・・・階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する屋上建築物